

過疎地域持続的発展計画

令和8年3月

福岡県香春町

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	香春町の概況	
(2)	人口の推移と動向	
(3)	行財政の状況	
(4)	地域の持続的発展の基本方針	
(5)	地域の持続的発展の基本目標	
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	
(7)	計画期間	
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	8
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	事業計画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	
3	産業の振興	10
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	事業計画	
(4)	産業振興促進事項	
	(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	
	(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	
4	地域における情報化	14
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	事業計画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	
5	交通施設の整備、交通手段の確保	15
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	事業計画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	
6	生活環境の整備	17
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	事業計画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	22
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	

(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
8 医療の確保	28
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
9 教育の振興	28
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
10 集落の整備	33
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
11 地域文化の振興等	34
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
12 再生可能エネルギーの利用の推進	35
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	36
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	39

1 基本的な事項

(1) 香春町の概況

本町は福岡県の東北部に位置する東西6.45km、南北10.6kmの町である。

北部は北九州市小倉南区、南部は赤村、大任町、東部はみやこ町、西部は田川市、福智町に接している。

町面積は44.50km²で、北に福智山系の牛斬山、西に香春一ノ岳、二ノ岳、三ノ岳、東に貫山山系の障子岳・飯岳山(大坂山)があり、町域の6割強を山林が占めている。

河川では金辺川、呉川、御祓川の3つの主流と28の小河川が流れ、自然豊かな景観を有している。また、国道201号、国道322号がクロスする結節点にあり、田川方面への玄関口として交通の要衝となっている。

本町は『万葉集』でもその地名が七首詠まれているほど古い歴史を持つ町であり、万葉の昔には都から大宰府への官道「田河道」沿いの宿駅として繁栄した。江戸時代には城下町小倉に次ぎ、小倉藩第二の都市として繁栄を誇っていた。現在も北九州市小倉北区内には“香春口”の地名が残っており、当時の香春の重要性がうかがえる。

明治時代の始めには香春藩として機能し、藩の中心が京都郡の豊津へ移った後も郡役所が置かれ、田川市郡の中心として繁栄してきた。昭和の年代は、石炭産業、セメント産業を基幹産業として発展し、昭和31年に香春町、勾金村、採銅所村の三町村の合併が行われ、現在の香春町となった。

昭和30年代後半から始まったわが国の高度成長政策と、エネルギー構造の変化に伴う石炭産業の衰退は、過疎、過密、公害問題などを発生させるにいたった。本町においては、特にエネルギー革命の影響を直面に受けたことや、セメント産業の衰退により、昭和35年の国勢調査人口18,115人をピークに減少傾向となり、所得、産業、生活面で著しく立ち後れることとなった。

本町の人口については、令和2年の国勢調査人口が10,191人と、この60年間で7,924人(43.7%)の減少となった。

昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法から始まった過疎地域に対する支援法は、平成26年4月1日に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行がなされ、本町は初めて過疎地域指定を受けた。

その後12年間にわたり、旧過疎地域自立促進計画に基づき、多くの過疎対策事業を実施してきたところであるが、特に町立4小学校及び2中学校を1つの義務教育学校に統合する学校再編事業を実施し、令和3年4月に義務教育学校「香春思永館」を開校することができたことは特筆すべき成果である。

また平成27年度に策定した香春町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)においては、学校再編を好機ととらえ、子育て・教育環境の充実に、移住・定住施策と住民主体のまちづくりを絡めることで、人口減少に歯止めをかけ、持続可能なまちを目指すための新規の取組に挑戦してきたところであるが、その多くを旧過疎地域自立促進計画と共有し、人口社会減の低減を実現するに至った。

現在、これらの成果を継承し、更なる発展を目指すため、第5次香春町総合計画後期基本計画の策定に取り組んでいるところである。

(2) 人口の推移と動向

昭和31年の香春町、勾金村、採銅所村合併(現在の香春町)後に行われた昭和35年の国勢調査人口は18,115人で、これをピークに人口は年々減少傾向にある。昭和55年、昭和60年調査

時点で人口は増加に転じたが、平成2年から再び減少し始め、令和2年の国勢調査人口が10,191人と、この60年間で7,924人(43.7%)の減少となった。

総人口が減り続けるなか、高齢者比率(65歳以上人口が総人口に占める割合)は年々上昇しており、平成27年では37.5%と県内で4番目、令和2年では41.7%と県内5番目の高さであった。

少子化に伴い、年少人口比率(15歳未満人口が総人口に占める割合)は年々低下しているが、平成27年から令和2年にかけては、年少人口(0～14歳人口)の減少率よりも生産年齢人口(15～64歳人口)の減少率の方が大きくなっている。

また、想定される将来人口については、令和12年に8,680人、令和17年では7,914人とされている。

表 1-1(1)人口の推移(国勢調査)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 14,716	人 14,476	% △0.4	人 12,369	% △14.6	人 10,861	% △12.2	人 10,191	% △6.2
0歳～14歳	3,119	2,732	△12.7	1,516	△44.5	1,256	△17.2	1,135	△9.6
15歳～64歳	9,727	9,229	△6.2	7,437	△19.4	5,531	△25.6	4,807	△13.1
うち15歳～29歳(a)	2,900	2,308	△29.8	1,842	△20.2	1,145	△37.8	1,000	△12.7
65歳以上(b)	1,870	2,504	60.3	3,416	36.4	4,074	19.3	4,249	4.3
(a)/総数 若年者比率	% 19.7	% 15.9	—	% 14.9	—	% 10.5	—	% 9.8	—
(b)/総数 高齢者比率	% 12.7	% 17.3	—	% 27.6	—	% 37.5	—	% 41.7	—

※年齢不詳があるため、各層の合計と総数は必ずしも一致しない。

表1-1(2)人口の見通し(国立社会保障・人口問題研究所推計 第2期香春町総合戦略掲載)

		実績値	推計値					
		令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
人口(人)	総人口	10,191	9,436	8,680	7,914	7,169	6,463	5,798
	年少人口 (0歳～14歳)	1,135	983	810	721	648	600	547
	生産年齢人口 (15歳～64歳)	4,807	4,291	3,946	3,589	3,136	2,753	2,380
	老年人口 (65歳以上)	4,249	4,162	3,924	3,604	3,385	3,110	2,871
割合(%)	年少人口割合 (0歳～14歳)	11.1	10.4	9.3	9.1	9.0	9.3	9.4
	生産年齢人口割合 (15歳～64歳)	47.2	45.5	45.5	45.4	43.7	42.6	41.0
	老年人口割合 (65歳以上)	41.7	44.1	45.2	45.5	47.2	48.1	49.5

(3) 行財政の状況

本町は、昭和61年2月6日に準用再建団体(地方財政再建促進法第22条第2項の規定を準用して財政を再建する団体)の指定を受け、平成3年度までの7年間にわたり国の管理下で財政の立て直しを余儀なくされた。この貴重な経験を教訓に平成4年度以降、健全を旨とした財政運営を行ってきた。

しかし、平成16年3月末には香春太平洋セメント株式会社が解散し、本町の基幹産業であったセメント産業の縮小などにより、税収が大きく減少した。また平成15年度から平成18年度までに国が行ったいわゆる「三位一体の改革」では、国県支出金の減額が税源移譲額を大きく上回るとともに、交付税が大幅に減額された。この間に財政の硬直化が急激に進行し、経常収支比率は97.9%(平成19年度決算)まで上昇した。

その後、「香春町行政改革大綱」(平成18年3月)に基づく取り組みなどにより、経常収支比率は一定程度下降したが、その水準は依然高水準で推移している。今後は、医療・介護・福祉等の社会保障費が年々上昇傾向にある状況の中、旧過疎地域自立促進計画の計画期間中に実施した学校再編事業等の大型事業に係る公債費の上昇も考慮に入れながら、学校跡地の利活用問題、保育所民営化、公営住宅の老朽化問題等の事業も見据えなければならない。

表 1-2(1)市町村財政の状況

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	5,347,169	5,910,386	10,379,943
一般財源	3,312,218	3,461,432	3,497,343
国庫支出金	464,099	616,254	3,105,361
都道府県支出金	407,579	423,461	545,694
地方債	342,634	464,600	2,289,636
うち過疎対策事業債	0	141,200	2,104,800
その他	820,639	944,639	941,909
歳出総額B	4,990,216	5,505,989	9,992,568
義務的経費	2,219,888	2,370,189	2,553,027
投資的経費	611,041	392,002	3,687,341
うち普通建設事業	413,900	363,163	3,681,259
その他	2,159,287	2,743,798	3,752,200
過疎対策事業費	0	1,823,056	4,771,659
歳入歳出差引額C(A-B)	356,953	404,397	387,375
翌年度へ繰り越すべき財源D	23,177	40	29,128
実質収支C-D	333,776	404,357	358,247
財政力指数	0.344	0.322	0.333
公債費負担比率	8.1	7.8	7.9
実質公債費比率	2.8	2.0	3.3
経常収支比率	86.7	87.2	89.5
将来負担比率	-	-	-
地方債現在高	4,656,895	4,334,419	6,465,931

表1-2(2)主要公共施設等の整備状況

区分	S55年度末	H2年度末	H12年度末	H22年度末	R2年度末
市町村道					
改良率(%)	38.2	47.2	53.8	58.7	61.4
舗装率(%)	53.6	59.1	72.5	76.2	78.1
農道					
延長(m)	-	17,388	17,388	11,548	11,585
耕地1ha当たり農道延長(m)	-	25.6	28.7	23.0	24.4
林道					
延長(m)	-	6,040	6,040	5,510	5,510
林野1ha当たり林道延長(m)	-	2.1	2.1	2.0	1.9
水道普及率(%)	69.7	74.8	80.2	84.9	89.3
水洗化率(%)	-	10.3	17.5	47.0	71.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	-	-	-	-	-

(4) 地域の持続的発展の基本方針

平成26年4月1日に施行された過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律により本町は過疎地域の指定を受けた。

旧過疎地域自立促進計画は、その後平成28年3月に策定された第4次香春町総合計画後期基本計画に基づき策定され、地方創生の取組も反映しながら大きな成果を上げたところである。

この度、過疎地域持続的発展計画の策定にあたっては、第5次香春町総合計画(計画期間：令和4年度～令和13年度)に基づき、「みんなが交わり関わり合えるまち」、「みんなが元気で暮らすまち」「みんなの夢が叶うまち」の3つの将来像を踏まえ、各政策分野別に3つの基本目標と9つの政策を定め、過疎地域からの自立脱却を目指す。

基本目標1 暮らしを守る

本町の住みよさの魅力でもある豊かな自然環境を守り、便利な都市環境とあわせた、快適で便利な住みよいまちづくりを進めるとともに、災害に強く、町民が安心して住み続けられる暮らしを守っていく。

① 便利で快適なまち

都市機能が整った便利で快適なまちをつくるため、町民のニーズが高い、公共交通の利便性の向上に向けて、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図る。あわせて、老朽化した道路や橋りょうの適正な維持・管理を進め、安定した道路ネットワークの確保を図っていく。

また、町民の快適な住環境を維持するため、上水道施設の計画的な更新を行うとともに、新たな宅地開発を進めていく。

② 安全・安心なまち

集中豪雨などの自然災害が多発化する中、町民が安全で安心に暮らせるまちをつくるため、自然災害による被害を最小限に抑える社会基盤の強靱化を進めるとともに、町民の日頃からの防災意識を高め、自主防災組織などによる地域防災力を高めていく。

また、町民と連携し、犯罪や交通事故が発生しにくい地域づくりを進めていく。

③自然環境を守るまち

町の豊かな自然環境を守るため、町の多様な主体が一丸となって環境保全に取り組むとともに、地球温暖化を防ぐ、循環型社会・脱炭素社会の実現に向けて適正なごみ処理や3Rの推進、再生可能エネルギーの導入を進めていく。

基本目標2 人を育む

人づくりを通じて、町への愛着を育み、地域のためにも行動する町民の輪を広げていく。また、町民の誰もが健やかで安心した暮らしができるよう、適切な支援を受けられる体制を整えるとともに、人と人がつながり、地域で支え合う社会をつくっていく。

①健やかでたくましい子どもを育むまち

未来を担う子どもを地域全体で支えるとともに、子どもを健やかに育てることができる環境や妊娠から出産・子育てまで切れ目のない包括的な支援を整え、子育て世代に選ばれるまちをめざしていく。

次代の担い手を育むため、香春思永館による義務教育学校の強みを生かした確かな学力・体力と社会を生き抜く力を身につける質の高い教育を提供していく。

②地域で暮らしを支え合うまち

人生100年時代において、長きにわたって心身ともに健康に暮らすことができるように、運動習慣の定着や食生活改善などにより、町民の健康づくりを促進するとともに、新たな感染症などの予防対策を強化していく。

支援を必要とする人に対して、互助、共助、公助による多様な支え合いが行われる地域福祉を形成するとともに、高齢者や障がい者が安心して暮らし、生きがいや働きがいをもって地域社会で活動できるよう、ニーズにあわせた支援の提供、社会参加のできる多様な機会をつくっていく。

③町民がいきいきと活躍できるまち

様々な町民が、多様な学習やスポーツ活動を通じて、自己実現ができ、町民同士の交流が広がるとともに、学んだ成果を地域の社会活動の中で発揮することができる社会をつくっていく。

また、本町は、豊前国風土記や万葉集に名が記されており、香春神社をはじめとした数多くの由緒ある神社や銅の採掘の歴史など、多様な歴史文化があり、これらの歴史文化について子どもをはじめ幅広い町民が学び、ふるさとへの愛着を高める教育や交流活動に取り組んでいく。

性別や年齢、国籍など様々な価値観の違いを理解し、互いに認め合える社会を育んでいく。

基本目標3 社会をつくる

地域経済を活性化し、にぎわいを創出するため、地域資源を活かした産業を育成していく。また、町外者の移住・交流を通じて、地域を活性化する新たな人材力を拡大するとともに、町民一人ひとりがまちづくりを自分のこととして捉え、持てる力を出し合い、活躍できるよう、住民の主体的なまちづくりを広げていく。

①資源を活かした産業が育つまち

本町の重要な産業である農業は、後継者の育成が課題となっており、集落営農など、農業を支える仕組みづくりにより稼ぐ力を育み、農業の振興を図っていく。

また、働き方の多様化やリモート型企業の拡大などの社会動向を見据えた起業支援や企業誘致による商工業の振興を図り、地域経済の活性化につなげていく。

町内で観光やイベントを楽しめるよう、観光資源の磨き上げを行い、交流人口の増加を図っていく。

②人と人のつながり・絆をつくるまち

移住定住の拡大に向けて、増加する空き家や空き地を有効に活用した住宅・宅地の移住・定住者への流通を拡大していく。

移住・定住の促進や町外者との交流活動を推進し、本町の暮らしの魅力を幅広く発信するとともに、本町のまちづくりに関わり、応援したい香春町ファン(関係人口)を広げていく。

③みんなでつくる活力あるまち

住民自治の基礎である行政区活動を支援するとともに、町民がまちづくりを自分のこととして捉え、自主的にまちづくり活動に参加していく機運を醸成し、住民主体による地域活動やボランティア活動などを活性化させていく。

社会変化に柔軟に対応した行政運営をめざし、行政事務の効率化と職員の能力開発、デジタル化による行政サービスの利便性の向上を図るとともに、将来を見据えた財政の健全化と持続可能な行政経営を進めていく。

(5) 地域の持続的発展の基本目標

計画期間内に達成すべき計画全体にかかわる基本目標を次の通り掲げる。

指標	現状値	目標値
新規就業者数累計	一人 (策定時)	68人 (R8～R12年度の累計)
	本計画に基づく事務事業を通じ新規に就業した人の数を年度別に累計した数値参考に設定。	
人口社会増減数累計	一人 (策定時)	△35人以内 (R8～R12年度の累計)
	住民基本台帳人口移動報告(総務省統計局)に基づく転入数から転出数を差し引いた数値(外国人含む)を累計した数値。第2期香春町総合戦略においてR12年までに人口社会減の解消を目指す各年度の目標値を設定。	
合計特殊出生率	1.40 (令和5年)	2.10 (令和12年までに)
	香春町人口ビジョンが目指す2.36(R12年)に引き上げるために、現状値から毎年均等に増加した場合のR12年の数値を設定。	
地域運営組織形成数	1団体 (R5年度末)	4団体 (R12年度末)
	概ね旧小学校区ごとに地域運営組織を1団体ずつ形成するものとし	

て設定。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

(5)に掲げる基本目標は、第2期香春町総合戦略における数値目標と指標を参考に設定していることから、同戦略の効果検証を所掌する香春町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会(産官学金など各分野の外部有識者で構成)において、その達成状況の評価を依頼する。

その方法は、毎年度、総合戦略の効果検証作業に合わせて実施し、9月定例議会において評価結果を報告するものとする。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

香春町公共施設等総合管理計画(令和5年3月改訂)における「基本的な考え方」は次の通りである。(以下、同計画中「第2章公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方」を転記)

1. 公共施設等マネジメントの視点

香春町は、昭和60年度末から平成3年度までの7年間、財政再建に取り組んでいました。財政再建団体となった一因として、投資的経費が大幅に増加したことが挙げられます。当時住民のニーズに応えるため、特に物的環境整備、つまりハコ物に重点をおいた事業を実施してきました。また、これらの事業実施に伴う財源の多くを起債に依存してきたことにより、公債費が増加し財政が破綻する要因となりました。

公共施設の整備について、今までは、「公共施設(ハコ)が存在することが公共サービス」であると考えられる風潮にありました。しかし今後は、人口減少や少子高齢化が進む中で、「機能」という視点で見ていくことが重要となります。

「機能」とは、暮らす・学ぶ・住む・子育てといった単位であり、これが住民のニーズに即しているか、過不足はあるかといったことが判断の基準となります。

各地域に同じような施設が点在していても、利用者が少なければ、住民の満足度は低下する一方であり、施設の維持管理に協力していただく住民の負担や町の財政負担も増加することとなります。こういった問題を緩和する為、利用率の低下した施設を集約し機能を統合することや、他の施設との複合化を行うなどの柔軟な発想で、地域活力の維持・向上を図るとともに、住民満足度向上を目指す必要があります。

2. 将来世代に選択肢を残す公共施設運営

香春町の人口は、財政再建時およそ1万5千人でしたが、現在はその3分の2まで減少しています。さらに、今後30年で50%以上減少が見込まれており、相対的に見れば、今後30年で公共施設も50%以上減少させないとバランスが取れないともいえます。

また、今までは香春町の人口減少は進んでいたものの、高齢人口が増加しており、地域に元気な高齢者が多く存在し、地域活動を維持することができていました。しかし今後は、高齢人口も含め全ての世代が減少していくことが見込まれています。現在の人口構成に即して公共施設を適正配置したとしても、鉄筋コンクリート造や鉄骨造など非木造建築が多い公共施設の平均

使用年数は50年程度であり、現状の施設数を維持した場合、将来的には利用度の低い施設が多くなると予想されます。

加えて、人口減少に伴い財政規模も小さくなると、公共施設に充当できる予算は少なくなり、施設を維持できなくなるだけでなく、施設解体すらできなくなり、将来世代にとって必要な施設を選択することが困難となります。

香春町が将来世代にとっても魅力ある町となるためには、将来の地域別の人口状況等も考慮し、公共施設等を適正配置していく必要があります。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、すべて上記の基本的な考え方に適合するものである。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

・更なる定住促進による人口減少の抑制

人口減少を抑制するため、引き続き移住・定住を促進する支援策の推進が必要となっている。

・移住・定住者を受け入れる空き家などの住宅の流通促進

移住・定住を促進するため空き家の掘り起こしを行い、定住者向けに流通を促進させることが必要となっている。

・移住促進に向けた町外者との交流活動や情報発信の充実

「採銅所駅舎内第二待合室」を中心とした移住促進に向けた交流活動や情報発信などの取り組みの継続が必要である。

② 交流

・交流機会の拡大による地域コミュニティの活性化

地域コミュニティを活性化するため、新たな交流の場づくりなどの取り組みが必要になっている。

・効果的なPRや町外との交流拡大による町の魅力の認知度向上

町の魅力の認知度を高めるため、効果的なPRや町外の多様な交流の拡大が求められている。

・町を応援したい町外者とのつながり(関係人口)の拡大

町外からの町を応援したい香春町ファンを拡大するため、町にゆかりのある町外者などとの新たなつながりをつくる機会の拡大が求められている。

(2) その対策

① 移住・定住

ア 定住支援策の充実

移住・定住者に向けた支援策を引き続き実施し、定住を促進する。

イ 空き家・空き地の活用

町内の空き家・空き地の掘り起こしを行い、空き家・空き地情報バンクの登録物件数の増加を図るとともに、地域や民間事業者との連携により活用を促進することで、移住・定住者向けに空き家・空き地を流通させる。

ウ 移住交流の拡大

移住者に対する交流活動や相談支援、情報発信を進めるとともに、地域住民が移住を受け入れる環境づくりを進める。

② 交流

ア 多様な交流活動の推進

町民の多様な交流を拡大するため、新たな交流の場づくりを進める。

町と海外との国際交流や近隣の外国人との交流活動を充実し、町民の国際理解を高める。

イ 町の魅力発信

町の魅力を効果的に発信するため、町の統一的なブランドイメージを形成し、SNSやメディアなど多様な媒体を通じた積極的なPR活動を実施する。

ウ 交流・関係人口の創出

町外者が参加するイベントを実施し、町内外の住民の交流を広げる。

ふるさと納税制度や交流イベントなどをきっかけに町外から町を応援したい香春町ファン（関係人口）を広げる。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住・交流の拠点整備事業	町		
	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	移住・定住	地域おこし協力隊推進事業	町	
			定住奨励金交付事業	町	
			民間アパート建設推進事業	町	
			移住支援金交付事業	町	
			空き家・空き地情報バンク事業	町	
			空き家リフォーム等補助金交付事業	町	
			住宅新築応援交付金交付事業	町	
			移住・空き家相談室運営事業	町	
			移住・交流推進事業	町	
お試し居住事業	町				

		お試し滞在補助金交付事業	町	
--	--	--------------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、その他系施設の管理に関する基本方針を、「老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林業

- ・農業の生産体制の効率化、担い手育成
 農業生産者の高齢化が進む中、担い手の減少に伴う農地集積などの生産基盤の維持・強化、生産体制の効率化が必要となっている。また、就農支援による担い手育成が必要となっている。
- ・収益性の高い農業経営の振興
 農業の安定した収益を確保していくためには、特産品のブランド化・販路拡大や高収益作物の取り組みなど、収益性の高い農業経営の振興が必要となっている。
- ・多様なかたちでの農業への対策
 食の分野で、原料などの由来や栽培・製造のプロセスへの関心が高まっている。農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業の振興が必要となっている。
- ・有害鳥獣の被害防止対策の推進
 イノシシ、シカ、サルなどの有害鳥獣による農作物の被害が依然として多く、被害を防止するための対策が必要となっている。
- ・森林環境の整備による環境保全
 林業による森林整備は水源かん養などの環境保全の面でも重要な役割をもっており、環境保全の観点からも林業振興による荒廃森林及び放置竹林の整備が必要となっている。

② 商工業

- ・町内企業の経営基盤の強化に向けた支援
 商工業の活性化に向けて、町内企業の経営の改善・発達を支援する必要がある。
- ・空き店舗や学校跡地などを活用した企業誘致・起業支援
 企業誘致などによる町内の働き場の確保は町民ニーズの高い課題となっています。働き方改革、新たな感染症対策でのリモートワークの拡大などにより多様化する就業環境の変化を

見据えながら、空き店舗や学校跡地など地域ストックを活用した企業誘致や起業支援を進める必要がある。

・町内企業の事業承継に対する対策の推進

町内企業の経営者の高齢化が進む中、事業承継が進まない企業があり、経営指導などの相談支援が必要となっている。

③ 観光

・自然や歴史などの地域資源を活かした観光交流の拡大

観光交流の拡大により地域を活性化させるため、町の自然や歴史などの観光資源としての魅力向上を図るとともに、来訪者の消費につなげる飲食、物販などの環境整備が求められている。

・観光における町の魅力の効果的な情報発信

来訪者を増やすためには、町の観光の魅力を効果的に情報発信・PRすることが必要となっている。

・周辺市町村と連携した広域での周遊型観光の推進

周辺市町村と連携した広域による周遊型観光を展開することで、広域での来訪者の滞在時間を増やし、幅広い来訪者の訪れる機会を広げることが必要となっている。

(2) その対策

① 農林業

ア 生産性の高い農業基盤・体制の整備

農業の生産性向上のため、農業基盤の整備を進めるとともに、認定農業者や集落営農組織など、地域の担い手への農地の利用集積、集約化を促進する。

地域の特性に応じた認定農業者、集落営農組織、新規就農者などの担い手の育成を支援する。

スマート農業などの導入へ向けた支援を進め、生産性の高い農業を推進する。

農産物などを鳥獣被害から守るため、被害状況をふまえた対策を講じる。

イ 収益性の高い農業の実現

地域の農産物を活用した特産品の開発と販路拡大により農産物のブランド化と農業の収益性の向上を支援する。

高収益農産物の栽培などに取り組む農業者に対する支援を進める。

ウ 多様化する農業への対応

有機農業をはじめとする、地域と調和した環境保全型農業に取り組む担い手を支援する。

エ 荒廃森林の整備

森林の水源かん養などの公益的機能を発揮できる森林を守るため、荒廃森林の間伐

や放置竹林の対策を進める。

地域の里山保全に取り組む活動団体を支援し、里山林の整備を進める。

② 商工業

ア 既存企業の経営支援

商工会と連携した「経営発達支援計画」に基づく地域企業の経営支援により、商工業の活性化を図る。

農商工連携による、地元農産物を使った特産品の開発や販路拡大に向けた取り組みを支援する。

イ 企業誘致の推進

リモートワーク向けのサテライトオフィスやコワーキングスペースの誘致など、働き方の多様化をとらえた企業誘致や起業支援を進める。

学校跡地を活用した企業誘致及び起業支援を検討する。

ウ 事業承継・創業支援

商工会と連携し、地域企業の事業承継や技術革新が進むよう、経営指導などの相談支援を推進する。

③ 観光

ア 地域資源を活かした魅力ある観光の開発

観光協会などと連携し、町内の自然や歴史などの観光資源やイベントなどの魅力の向上を図る。

多くの来訪者を誘客するため、新たな観光資源の発掘、創出に取り組む。

来訪者の町内における物販や飲食利用を増やし、観光消費を拡大させる。

イ 観光情報の発信・PR

観光協会などと連携し、SNSやメディア、イベントなどを通じた、町の観光情報や物産のPRを推進する。

ウ 広域連携による観光振興

北九州都市圏域や田川広域観光協会と連携し、広域観光ルートの開発、観光情報の発信を進める。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	土地基盤整備事業	町	
		呉ダム長寿命化事業	県	
	林業	荒廃森林整備事業	町	
林道整備事業		町		

	(3) 経営近代化施設			
	農業	農業施設等整備事業	町	
	(4) 地場産業の振興			
	生産施設	香春町ライスセンター整備事業	町	
		香春町特用林産物生産施設整備事業	町	
	加工施設	香春町自動車整備工場整備事業	町	
	流通販売施設	道の駅香春整備事業	町	
	(5) 企業誘致	廃校等利活用事業	町	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設整備事業	町	
		子育ての拠点整備事業	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	農業振興推進事業費	町	
		中山間地域等直接支払事業	町	
		農業担い手育成事業	町	
		鳥獣被害防止対策事業	町	
		農業特産物推進事業	町	
		多面的機能支払事業	町	
		農地・竹林バンク	町	
		竹林整備事業	町	
		半農半X農業体験事業	町	
		森林経営管理事業	町	
	商工業・6次産業化	プレミアム商品券補助事業	町	
		創業等支援事業	町・商工会	
	観光	町観光協会補助金	町	
		まつり等運営費助成事業	観光協会	
		観光推進事業	町	
		オルレ推進事業	町	
	企業誘致	廃校等利活用事業	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
香春町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、産業系施設の管理に関する基本方針を、「老朽化等による大規模改修が必要になった場合には利用状況や必要性を検討して、更新する場合であっても財政負担の抑制を徹底します。」と定めている。また、廃校等利活用事業については、学校教育施設の基本方針において「学校再編に伴って利用しなくなる校舎・体育館等の施設は委員会を設置して、その再利用や除却・売却などを検討していきます。再利用や施設の統合の際に大規模改修などが必要な場合は、財政状況を勘案して時期や規模などを適切に判断していきます。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 行政のデジタル化

・行政事務の効率化、住民サービスの利便性向上

今後急速な人口減少が見込まれる中、持続可能な行政サービスを提供していくために、デジタル技術やデータ、AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げることが求められている。

② 通信施設の整備

災害発生時を含む全住民への主たる緊急情報伝達手段として使用している防災行政無線については、平成17年度に運用を開始後、令和5年度から令和6年度にかけ、再整備を行った。住民の安心・安全を担保するため、今後とも適切な運用を継続する。

また、同無線は町内全域をカバーしているところであるが、未だ難聴地域が解消されていないため、必要な個所への対応が課題となっている。

(2) その対策

① 行政のデジタル化

ア 行政運営のデジタル化

国の動向や他団体における自治体DXの取り組みを参考にしながら、窓口及びバックオフィス事務のデジタル化・オンライン化を推進することで、住民の利便性と職員の働きやすさの双方の向上を図る。

② 通信施設の整備

ア 防災行政無線施設の整備

住民への主たる緊急情報伝達手段である防災行政無線の長寿命化を図り、難聴地域の解消に努める。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線整備事業	町	

	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	情報化	全庁型GIS及び自治体間連携GIS共同開発事業	町	
		情報系システムリブレース事業	町	
		基幹系システムリブレース事業	町	
		デジタルデバイド解消事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、行政系施設の管理に関する基本方針を、「老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

・利便性の高い幹線道路の整備

国道201号、322号や県道などの幹線道路の利便性を高めるため、国道、県道にアクセスしやすい町道の整備が必要である。

・老朽する生活道路・橋りょうの維持・管理

安全で利便性の高い生活道路を維持するため、老朽化した町道や橋りょうの計画的な改修などによる維持管理が必要となっている。

② 交通

・便利な生活交通の維持・確保

公共交通の利便性に対する町民のニーズは高く、町民の便利な暮らしを支える、地域特性にあった公共交通網の整備が必要である。

・公共交通の利用促進

町内を運行する公共交通を維持するためには、利用者の増加を図ることが重要である。

・AIオンデマンドバスなどの利便性向上

高齢化が著しい本町において、交通空白地を運行する公共交通の重要性は今後もさらに高まることから、AIオンデマンドバス等の利便性の向上を図ることが必要である。

(2) その対策

① 道路

ア 幹線道路の整備

主要幹線道路である国道201号、322号などの国道・県道の改良整備を国・県及び関係

機関に要望していく。

国道・県道に接続する町内道路網の整備を進める。

イ 生活道路・橋りょうの維持管理

道路幅員の狭い町道の計画的な整備を進めるとともに、老朽化した道路の改修を進める。

橋りょうの安全性を確保するため、「香春町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、優先度を考えた修繕・長寿命化を進める。

② 交通

ア 公共交通の確保

「香春町地域公共交通網形成計画」に基づく町内公共交通体系の再編による持続可能な公共交通を整備する。

今後の交通社会の変化に対応しながら、将来の公共交通のあり方について検討する。

イ 公共交通の利用促進

公共交通の利用を促進することで既存の公共交通を維持する。

沿線自治体と連携し、JR日田彦山線及び平成筑豊鉄道やバスの利用を促進する。

ウ AIオンデマンドバスなどの利便性の向上

町民のニーズをとらえたAIオンデマンドバスなどの編成を進める。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	道路新設改良事業	町	
		道路維持費一般事業	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業	町	
	その他	水路新設改良事業	町	
		交通安全施設整備事業	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	太陽交通バス運営補助金	町	
		西鉄バス運営補助金	町	
		鉄道支援事業	町	
AIオンデマンドバス運行事業		町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、インフラ資産の管理に関する基本方針を、「住民のニーズを捉え、かつ財政状況を勘案しながら真に必要な整備を計画的に行ってまいります。橋梁については長

寿命化計画を策定しており、その優先順の高いものから順次改修を行っていきます。危険性の高いもの、重要性の低いものについては除却を検討します。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 住宅・住環境

- ・町営住宅の長寿命化・適正な管理

町営住宅の老朽化が進んでおり、長寿命化に向けた適正な管理が必要となっている。

- ・転入者を受け入れる新たな宅地の開発

香陽台・アークフィールド思永の分譲が完了したため、今後、転入者を受け入れるために新たな宅地開発を進めることが必要となっている。

- ・将来を見据えた公園の整備、維持管理

今後の公園の整備にあたっては、長期的な視点にたち、必要とされる公園のあり方を考えた整備、維持管理が必要となっている。

② 上水道

- ・安全で安心な水を安定供給できる環境整備

水を安定供給するため、北九州市と連携した水道用水の供給を確保するとともに、老朽化した水道管の更新など、適正な水道施設の維持管理が必要となっている。

③ 環境保全

- ・豊かな自然環境の保全・育成

自然の豊かさは町民の住みよさの要因となっている。今後も豊かな自然を保全していくためには、町民・事業者へ環境意識を啓発し、さらなる環境保全の取り組みを拡大することが必要となっている。

- ・町民・事業者と連携した河川の水質保全

河川などの水質を保全し、生活環境を向上させるため、河川の水質保全の重要性を町民・事業者に啓発し、合併処理浄化槽の普及促進や河川の保全活動を進める必要がある。

④ 循環型社会

- ・適正なごみ収集の啓発、ごみの減量化の推進

ごみの分別収集については町民の理解・浸透が進んでいるが、未だに町で処理できないごみや違反ごみが後を絶たないため、さらなる啓発を続け、循環型社会に向けたごみの減量化を進める必要がある。

- ・不法投棄防止に向けた対策

産業廃棄物などの不法投棄を防止するため、さらなる監視体制の強化や啓発活動を行う

ことが必要となっている。

⑤ 防災

・大規模な災害に備えた、災害に強い社会基盤づくり

全国的に大規模な風水害が多発化・甚大化しており、本町においても災害に強い社会基盤づくりが必要となっている。また、災害時に倒壊の危険性がある放置空き家に関する相談件数は増加傾向にあり、対策が必要となっている。

・地域住民による防災力の強化

日常的な町民の防災意識の高揚と自主防災組織を核とした地域防災力の強化が必要となっている。

・災害時に迅速に対応できる避難体制

災害時に円滑な避難などの行動ができるよう、自助・共助による避難対策や迅速な災害情報の把握・伝達が必要となっている。

・消防団員の確保と消防施設などの整備による地域消防の強化

地域の防災活動の中心である消防団は、団員の確保が課題となっている。今後の活動を強化するために、消防団員の確保・資質向上をはじめ消防備品・施設の整備が必要となっている。

⑥ 防犯・交通安全

・子どもや高齢者の交通安全対策の充実

全国的に高齢者が関わる交通事故の増加や子どもの登下校時の安全対策が課題となる中、子どもや高齢者の安全を守るため、交通安全への啓発が必要となっている。

・地域住民と連携した防犯体制の充実

安全な地域社会をつくるためには、町民一人ひとりが、自らの安全を自ら守る意識を持ち、地域が連携・協力して、犯罪の起こりにくい環境をつくることが大切である。これまで実施してきた防犯パトロールなどのボランティア活動の支援を継続し、地域の安全を守る防犯体制が必要となっている。

・多様化する消費者被害への対応

インターネット詐欺など消費生活を取り巻く環境変化に伴い消費者被害は多様化しており、これらの被害を未然に防止するため、情報提供や啓発活動などの対策が必要となっている。

(2) その対策

① 住宅・住環境

ア 町営住宅の整備

「香春町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した町営住宅の除却及び建替に取り組む。

イ 宅地の開発

旧町営住宅跡地の民間への払い下げを含めた新たな宅地開発を進めるとともに、民間事業者と連携した活用促進を図る。

ウ 公園の整備・管理

公園の利用ニーズをふまえ、今後の必要性やあり方を含めた新設や維持管理を検討し、安全かつ魅力ある公園づくりを進める。

② 上水道

ア 水の安定供給の確保

水道水を安定して供給できるよう、北九州市と連携し、上水道の安定供給を進める。
水道管の更新など、水道施設の適正な維持・管理・更新を進める。

③ 環境保全

ア 環境保全

「香春町環境基本計画」に基づき環境保全に関する施策を計画的に推進する。
関係機関や学校などと連携した環境学習の実施などにより、町民の環境保全に対する意識の高揚を図る。

イ 河川の水質保全

水辺を利用した環境学習や河川清掃活動の実施により、町民の河川の水質保全に対する啓発を進める。
事業者と環境保全協定を締結し、環境保全活動を促進する。
合併処理浄化槽の普及を促進し、公共用水域の水質保全と生活環境の向上に努める。

④ 循環型社会

ア 循環型社会の推進

3Rに向けた啓発を行い、町民・事業者の自主的な取り組みを支援することで、ごみの減量化、再資源化を推進する。
広報・啓発活動を通じ、適正なごみ分別収集の徹底に努める。
周辺市町村との広域連携により適正なごみ処理のできる体制を整備する。
きれいな町をめざし、町民や事業者と連携し、環境美化活動を推進する。
脱炭素(ゼロカーボン)社会の普及・啓発に向け、行政における再生可能エネルギー導入、エコオフィス運動を推進する。

イ 廃棄物の適正処理

警察署など関係機関と連携し、不法投棄の予防やモラル向上に向けて啓発を行うとともに、事業者に対する公害対策や産業廃棄物処理対策を推進する。

⑤ 防災

ア 防災・減災に向けた基盤整備

災害における被害を最小限に抑えるため、「香春町国土強靱化計画」に基づき、国・県との緊密な連携により、河川、水路、道路などの基盤整備を進める。

災害時の倒壊や2次災害の危険性の高い放置空き家については家屋の除却などの対策を講じる。

イ 防災意識の高揚・自主防災組織の機能強化

地域や町民への防災に関する情報提供、子どもたちへの防災教育、地域での防災研修などにより、町民の防災意識の向上を図る。

町民と行政が連携し、自主防災組織の新規立ち上げ及び育成、災害初期における防災体制を強化する。

ウ 避難体制の強化・防災情報体制の整備

災害から町民の生命を守る避難所を確保するとともに、高齢者や障がい者など、地域における避難行動要支援者の把握に努める。

災害時における情報提供・通信体制を強化し、町民へ周知する。

エ 消防体制の充実

消防装備・施設や水利施設などの整備を進める。

消防団員の確保・資質向上に取り組み、地域消防力の強化を図る。

⑥ 防犯・交通安全

ア 交通安全対策の充実

関係機関と連携し、児童生徒、高齢者などに対する交通安全の教育・啓発に取り組む。

通学路をはじめ安全な交通環境を確保するため、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設を整備する。

イ 地域の防犯体制の充実

町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯パトロールなど地域による自主的な防犯活動を支援し、地域の防犯体制を強化する。

防犯灯の設置など、防犯に配慮した生活環境の整備を促進する。

香春町暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除を推進する。

ウ 消費者被害対策の推進

消費者被害を未然に防止するための情報提供や啓発を進めるとともに、消費者被害に対処するため、田川郡消費者センターなどと連携し相談体制の充実を図る。

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	水道老朽管更新事業	町	
	(2) 下水処理施設			

	その他	浄化槽整備事業	町	
(3)	廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	田川郡東部環境衛生施設組合 負担金(ごみ処理施設整備等)	一部事務組合	
		田川郡東部環境衛生施設組合 負担金(旧じん芥処理施設緑地化事業)	一部事務組合	
		田川地区広域環境衛生施設組合 負担金(ごみ処理施設整備等)	一部事務組合	
	し尿処理施設	田川地区広域環境衛生施設組合 負担金(し尿処理施設整備等)	一部事務組合	
(4)	火葬場			
	火葬場	田川地区斎場施設整備事業	一部事務組合	
(5)	消防施設	消防備品購入事業	町	
		消防水利施設整備事業	町	
		消防格納庫整備事業	町	
		防災センター整備事業	町	
		消防車両整備事業	田川地区組合	
		庁舎建替事業	田川地区組合	
(6)	公営住宅	町営住宅等長寿命化事業	町	
(7)	過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	消費者意識啓発事業	町	
	環境	不法投棄巡回パトロール事業	町	
		環境美化推進事業	町	
		集団資源回収奨励金	町	
	危険施設撤去	老朽危険空家等解体補助事業	町	
		空き家等実態調査事業	町	
	防災・防犯	生活安全推進事業	町	
		自主防災組織推進事業	町	
	その他	高齢者運転免許証自主返納支援事業	町	
(8)	その他	河川改良事業	町	
		治山事業	町	
		防犯街灯設置事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、公営企業等施設の管理に関する基本方針を、上水道については「年間約1,000mを目標に老朽管の布設替えを実施していきます。」、浄化槽については「現在は整備事業で起債した地方債の元利償還金相当額を一般会計から繰り入れていますが、更新などにかかる経費負担については特別会計内で収支を安定させるようにします。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 健康

- ・健診受診の拡大による疾病の早期発見、重症化予防
町民一人ひとりの疾病の早期発見、重症化予防を図るため、健診・検診受診率の向上による町民の健康管理の促進が求められる。
- ・町民のライフステージに応じた健康づくりへの支援
生活習慣病を予防する食習慣など、健康課題に対する知識の普及などにより、町民の各世代のライフステージに応じた自主的な健康づくりへの支援が必要となっている。
- ・健康課題に適切に対応できる保健事業の充実
町民の健康課題に対応した保健指導ができるよう、専門職を配置するなど保健事業を充実していく必要がある。
- ・新たな感染症対策への備え
新型コロナウイルス感染症を機に新たな感染症への対策の必要性が高まっており、適切で迅速な感染症予防に向けた体制を整備する必要がある。

② 地域福祉

- ・地域福祉活動を担う民生委員・児童委員、社会福祉協議会との連携強化
地域福祉活動の中心的役割を担う民生委員・児童委員、社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地域の活動団体を含めた連携強化が必要となっている。
- ・町民同士が支え合う意識の醸成と地域福祉活動を支える人材の確保
超高齢社会が進行する中、町民同士が支え合う地域福祉活動の必要性は高まっており、町民の地域福祉に対する意識を醸成し、地域福祉を支える人材を確保することが必要となっている。

③ 高齢者福祉

- ・介護予防の充実による高齢者の健康増進
高齢者が生涯にわたり健康に暮らせるよう、介護予防活動の充実が必要となっている。
- ・医療・介護などが連携した地域包括ケアシステムの構築
超高齢社会の進展により高齢者世帯、高齢者独居世帯が増加しており、高齢者の安心な暮らしを支えるためには、医療・介護などが連携した地域包括ケアシステムの構築が必要となっている。
- ・高齢者が地域社会の中で活躍できる多様な機会の充実
高齢者の社会参加や就業の場づくりを進めてきた老人クラブやシルバー人材センターの活動を拡大するとともに、地域社会の中で生きがい、働きがいをもって活動できる多様な機会の充実が求められている。

・認知症対策と高齢者の権利擁護の充実

認知症対象者は増加しており、認知症サポーターなどの活用を含めた認知症対策の充実が必要となっている。

高齢者の人権や権利を守るため、成年後見制度の普及啓発など権利擁護や虐待に対する支援体制の充実が必要となっている。

④ 児童福祉・子育て支援

・多様化する保育ニーズに対応した保育環境の充実

共働きの子育て世帯が増える中、保育に対するニーズは増加・多様化しており、保育ニーズに対応した施設環境・保育サービスの充実が必要となっている。

・妊娠から出産・育児まで切れ目のない子育て支援

妊娠から出産・育児まで切れ目のない子育て支援ができるよう、相談支援体制づくりが必要となっている。

・児童虐待を早期発見・防止するための相談体制の充実

児童虐待を早期発見・防止できるよう、子育て不安の解消、相談体制の充実が必要となっている。

⑤ 障がい者福祉

・障がい者とその家族に対する相談支援の充実

障がい福祉の自立支援・生活支援が多様化する中、障がいに応じたサービスを適切に提供できるよう、障がい者とその家族に対する情報発信・相談支援を充実する必要がある。

・障がい者の自立した生活に必要な支援サービスの提供

障がい者が地域社会の中で自立した暮らしが送れるよう、障がいにあわせた福祉サービスの提供が必要になっている。

・障がい者の社会参加を促進する環境づくり

障がい者がいきいきと安心して暮らせる社会を実現するため、町民の障がいへの理解を促進するとともに、障がい者の権利を擁護する環境づくりが必要となっている。

⑥ 社会保障

・医療費の適正化による国民健康保険の安定運営

高齢化に伴う医療費の増加による財政負担が大きくなっており、国民健康保険制度を安定的に運営するためには、医療費の抑制・適正化が必要となっている。

・高齢化に対応した持続可能な社会保障制度の運営

高齢化の進行などに伴い、社会保障費の増加が見込まれる中、安心して医療や介護などの社会保障を受けることができる持続可能な制度運営が求められている。

- ・生活困窮者を支援する生活保障・相談支援の充実
生活困窮者が生活を立て直し、自立できるよう、関係機関と連携した相談支援体制の充実が必要となっている。

(2) その対策

① 健康

ア 健診・検診受診の促進

疾病の早期発見・重症化予防のため、関係機関などと連携し、特定健診やがん検診などを実施する。

特定健診の受診率を向上させるとともに、保健指導、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図る。

ICTを活用した町民の健康データの管理・指導ができる環境・体制づくりを推進する。

イ 健康づくりの推進

各種運動教室などの健康づくり活動を普及し、幅広い町民の参加促進と健康づくりに向けた関心を喚起する。

管理栄養士の配置や食生活改善推進会の活動支援により正しい食習慣の普及に努める。

高齢者の健康増進に向けた保健事業と介護予防を一体的に実施し、一人ひとりに応じた総合的な健康づくりを推進する。

ウ 保健事業の推進

妊婦検診、乳幼児健診や母子の健康教育・相談など、母子保健事業を充実させる。

「心の健康」に関する知識の啓発・普及に努めるとともに、関係機関との連携により相談支援体制を充実させる。

エ 感染症対策の推進

新たな感染症の発生に対して、迅速な対応ができるよう、感染症予防に向けた適切な情報提供や啓発などを行うとともに、新たな生活様式の変化への対応に取り組む。

② 地域福祉

ア 地域福祉活動の推進

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員活動の充実、各種関係団体の活動支援に努め、地域の支え合い活動、見守り活動を促進する。

イ ボランティア人材の育成

地域で支え合う福祉のまちづくりへの町民の理解を促進するため、広報活動による周知や意識醸成を図る。

町民のボランティアによる地域福祉活動を支援する。

③ 高齢者福祉

ア 介護予防・生活支援の充実

保健事業と介護予防事業が一体となった高齢者の健康増進活動を進め、高齢者の参加を促進するとともに町民の自主的な健康増進活動を支援する。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活を支援する各種在宅サービスを提供する。

高齢者の身近な交流の場となる「通いの場」での活動を充実し、介護予防・認知症予防を推進する。

イ 地域包括ケアシステムの推進

地域包括支援センターを中心に在宅医療と介護の連携による相談支援体制を強化する。

地域包括支援センターにおける包括的な支援を行うことで、多様な主体の参画による生活支援を推進する。

ウ 高齢者の生きがいづくり支援

高齢者が技術・経験を生かし、地域貢献できる機会を充実するため、高齢者の多様な社会参加の機会をつくる。

エ 認知症施策と高齢者の権利擁護の推進

在宅医療と介護の連携体制を強化し、認知症高齢者への支援などを一体的に推進する。

認知症サポーター養成講座などによるサポート人材を育成するとともに養成講座修了者を地域のボランティア活動につなげていく。

高齢者の権利擁護を推進するため、成年後見制度の周知を図り、活用を促進する。

高齢者に対する虐待防止のため、関係機関と連携し、虐待に関する情報の収集に努めるとともに、意識啓発を進める。

④ 児童福祉・子育て支援

ア 保育環境の充実

子育て世帯の保育ニーズにあわせた保育所の受け入れ環境を確保する。

病児・病後児保育など、多様化するニーズに対応した各種保育サービスを実施する。

学童保育を実施し、放課後児童の居場所を確保する。

イ 包括的な子育て支援の推進

妊娠から出産、育児まで切れ目のない包括的な相談支援や交流活動を行い、子育て世帯の育児不安を軽減する。

子育て世帯に必要な情報が届くよう、SNSなどを活用した情報発信を進める。

妊産婦と乳幼児の健康診査などの母子保健活動を充実する。

児童手当の支給や医療費の支援など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。

ひとり親家庭などの自立に向けて、経済的支援や緊急時の子どもの受入体制の整備などの支援を進める。

町内保育所と連携し、子どもの成長にあわせた切れ目のない幼児教育を推進する。また、町内の子どもが、町内で幼児教育が受けられるよう、様々な方向で検討を進める。

- ウ 児童虐待防止体制の充実
関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見・防止に取り組む。

⑤ 障がい者福祉

- ア 相談支援の充実
障がい児・者及びその家族がニーズに対応したサービスを受けることができるよう、相談員事業の周知や相談しやすい環境づくりを進める。
- イ 障がい福祉サービスの充実
地域社会での障がい者の自立に向けた生活支援・就労支援サービスを継続する。
発達に遅れやばらつきのある子どもへの療育を推進する。
- ウ 障がいに対する理解・啓発
意識啓発や交流機会の拡大を通して、町民の障がいや障がい者に対する理解を広める。
障がい者が自立して生活できるよう、成年後見制度の活用などによる権利擁護を推進する。
障がい者への虐待防止に向けた取り組みを推進する。

⑥ 社会保障

- ア 国民健康保険制度の安定的な運営
生活習慣病の予防・改善、ジェネリック医薬品の普及啓発やレセプト点検、薬剤師との連携などにより医療費の抑制・適正化を図り、国民健康保険制度の安定的な運営を進める。
- イ 社会保障制度の適正な運用
福岡県後期高齢者医療広域連合と連携した後期高齢者医療制度の適正な運用を進める。
介護を必要とする方が適正なサービスを受けることができるよう、福岡県介護保険広域連合と連携した体制の充実を図る。
国民年金法などの制度改正を含めた年金制度の周知を図るため、広報などによる普及・啓発を進めるとともに、年金相談などを実施する。
- ウ 生活困窮者への相談支援の充実
関係機関との連携により、生活困窮者の自立に向けた相談支援体制の充実を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6	(1) 児童福祉施設			

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	保育所	保育所施設整備事業	町 社会福祉法人	
	(3) 高齢者福祉施設			
	高齢者生活福祉センター	地域福祉センター整備事業	町	
	(7) 市町村保健センター及び子ども家庭センター	なごみの杜かわら整備事業	町	
		子ども家庭センター整備事業	町	
		子育ての拠点整備事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	公立保育所運営事業	町	
		放課後児童健全育成事業	町	
		子育て支援センター事業	町	
		保育所副食費助成事業	町	
		子ども家庭センター事業	町	
		幼稚園給食費助成事業	町	
		子ども医療費助成事業	町	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	町	
	高齢者・障害者福祉	地域福祉センター運営事業	町	
		ひとり暮らし高齢者等見守り対策事業	町	
		敬老事業	町	
		家族介護用品(紙おむつ)支給事業	町	
		地域生活支援事業	町	
		重度心身障がい者福祉手当支給事業	町	
	健康づくり	住民健診事業	町	
		がん検診推進事業	町	
		妊婦健診事業	町	
		乳幼児健診事業	町	
		妊娠・出産包括支援事業	町	
		産婦健診事業	町	
子育てママ健診事業		町		
(9) その他	子育て支援センター整備事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、保健・福祉系施設の管理に関する基本方針を、「今後は定期的な点検等による予防保全を行い、更なる施設の長寿命化を図っていきます。また、老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。」と定めている。また、子育て支援施設については、「大規模改修が必要な場合には、学校再編事業による施設の最適化や財政状況を勘案しながら適切に対応

していく予定です。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 地域医療

本町には、現在、診療所が2か所、歯科医院が5か所あり、それぞれ地域医療を担っている。しかし、診療科目が限られているため、診療科目以外の場合や生命に関わる場合には町外の医療機関を利用する状況にある。

救急医療体制については、田川地区急患センターと在宅当番制による一次救急医療、病院群輪番制による二次救急医療、飯塚病院救命救急センターによる三次救急医療体制が整備されているが、精神障がい者に対する救急医療の受入体制が課題となっている。

(2) その対策

① 地域医療

ア 地域医療の充実

医師会など関係機関の協力を得て、医療体制の情報提供に努め、住民が安心して医療サービスが受けられるような体制を確保する。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	民間病院	診療所開設等支援補助金	町	
	その他	田川地区救急医療体制確保事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

・香春思永館の強みを活かした学習指導の充実

9年制の義務教育学校の強みを活かした、一貫した学習指導体制の充実が求められる。

・社会を生き抜く力を育む学校教育の充実

国際化や高度情報化などの社会変化に対応し、社会を生き抜く力を育むとともに、地域の自然や歴史を教材にふると香春町への愛郷心を育む学校教育の充実が必要となっている。

・子ども一人ひとりが適切な教育を受けられる支援の充実

就学環境に問題を抱える子どもなどに対して、適切な教育が受けられる支援を充実した、子ども一人ひとりを大切にしたい教育が必要となっている。

・学校、家庭、地域が連携した地域に開かれた学校運営

地域とともにある学校づくりを行うために、コミュニティスクールの取り組みを充実させ、学校と家庭、地域や関係機関が連携や交流を図りながら、地域に開かれた学校運営が必要となっている。

・子どもが安全・安心に学習できる教育環境づくり

子どもが安全・安心に学習できるよう、学習指導に対応した設備の導入や教職員の育成などの環境整備が必要となっている。

② 生涯学習・青少年健全育成

・町民ニーズにあわせた学習内容の充実

幅広い町民が学びに参加できるよう、町民のニーズにあわせた学習内容の充実が必要となっている。

・生涯学習を担う指導者となる人材・団体の育成

町民の学習機会の拡充に向けて、指導者の人材不足を解消するため、活動団体の育成や新たな指導者の人材の確保が必要となっている。

・健全な子どもを育てる地域教育力の向上

地域住民とのふれあいを通じて子どもの社会性を育てる活動を充実するため、様々な交流活動を展開する人材・団体を確保し地域教育力を高める環境づくりが必要となっている。

③ スポーツ

・スポーツ活動を通じた町民の健康増進の拡大

健康志向の高まりにあわせ、町民のスポーツ活動の普及・拡大を図るための啓発が必要になる。

④ 人権・同和

・多様な人権問題に対する正しい理解の促進

同和問題をはじめ、女性や高齢者、障がい者、性的少数者への差別や偏見など人権問題は多様化しており、町民の正しい理解と認識を高める教育・啓発活動の充実が必要となっている。

(2) その対策

① 学校教育

ア 義務教育学校の強みを活かした指導体制の充実

義務教育学校の9年間を通じた教育課程を編成・実施するとともに教科担任制を実施する。

イ 教育内容の充実

香春思永館の特色ある教育として、英語教育、ICT教育、キャリア教育、ふるさと教育の充実を図り、学力向上とともに社会を生き抜く力を育む学校教育を推進する。

きめ細かな学習指導により基礎学力・基礎体力の向上を図る。

学校内のメディアセンター(図書館)を活用した、読書に親しみやすい環境づくりを進める。

ウ 子ども一人ひとりを大切にされた教育指導の推進

就学環境に問題を抱える子ども・家庭などを支援するため、スクールソーシャルワーカーの配置や基準外定数教員の確保、町単独雇用職員の配置により、きめ細かな指導の充実を図る。また、県から派遣されるスクールカウンセラーの活用による、相談体制の充実を図る。

特別支援学級に在籍する子どもたち一人ひとりの個に応じた適切な学習支援を行う。

エ コミュニティスクールによる地域とともにある学校づくりの推進

子どもの健全育成を推進するため、学校運営協議会を核として、学校・家庭・地域が一体となったコミュニティスクールの取り組みを充実し、地域に開かれた学校運営を進める。

オ 教育環境の充実

ICT設備など社会変化に対応した教育施設環境の計画的な整備を進める。

専門性の高い教職員を育成するとともに、教職員の働き方改革に伴う業務の改善に向けた支援を進める。

経済的な理由などにより就学が厳しい家庭に対して各種制度を活用した就学支援を推進する。

通学環境の整備やスクールガード・リーダー等の配置により子どもの安全を確保する。

安全で安心な学校給食を提供し、子どもへの食育を推進する。

カ 国際交流活動の推進

インターネットを活用したオンライン授業の充実を図り、海外の講師等との交流機会を計画的に実施する。

海外の学校等との交流や外国の生活、文化、考え方の違い等を体験させ国際的な視野を持って活躍できる人材を育成する。

② 生涯学習・青少年健全育成

ア 多様な学習機会の充実

多様な町民ニーズや社会変化の動向をふまえ、社会教育施設の学習講座の内容を充実し、幅広い町民の参加を促進する。

生涯学習の活動団体の自主的な活動を支援する。

イ 指導者の育成

生涯学習の指導者を育成するため、生涯学習・社会教育の様々な事業を通じて技術・経験を持った人材の発掘を進める。

ウ 青少年の健全育成

家庭、地域、学校などと連携・協働し、地域で青少年を育む活動の充実を図る。

地域のボランティアや団体と連携し、地域子ども教室や地域での子どもの体験活動を支援する。

青少年育成町民会議や子ども会育成会連絡協議会と連携し、青少年の健全育成を目的としたイベントや見守り活動を実施する。

まなびの寺子屋、通学合宿などにより、家庭教育の支援活動を実施する。

③ スポーツ

ア スポーツ・レクリエーションの充実

スポーツ・レクリエーション活動を通じて町民の健康増進や交流が広がるよう、総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブかわら」の運営を支援し、活動の充実を図る。

広報・SNSを通じて、スポーツ教室などの情報を提供し、幅広い町民の参加を促進する。

スポーツ施設(体育センター・運動公園)を安全に利用できるよう、施設の維持管理を進める。

幅広い町民が参加できるスポーツ大会・イベントを実施し、スポーツを通じた町民の交流を広げる。

④ 人権・同和

ア 人権・同和教育及び啓発の推進

差別のない社会の実現に向けて、人権同和教育推進教員を配置し、地域・学校における人権・同和教育を推進する。

町民の人権に対する理解を深めるため、広報や講演会及び街頭啓発・隣保館事業などによる効果的な人権啓発活動を実施する。

人権擁護委員や民生委員・児童委員などと連携し、人権問題に対する相談支援活動を充実させる。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	義務教育学校施設整備事業	町	
	屋内運動場	義務教育学校施設整備事業	町	
	屋外運動場	義務教育学校施設整備事業	町	
	スクールバス・ポート	スクールバス整備事業	町	
	給食施設	給食センター施設改善事業	町	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	町民センター整備事業	町	
		公民館整備事業	町	
	集会施設	生涯学習センター整備事業	町	
	体育施設	総合運動公園施設整備事業	町	
		体育センター整備事業	町	
	図書館	図書館整備事業	町	
	その他	中央隣保館整備事業	町	
		教育集会所整備事業	町	
		コミュニティセンター整備事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育	幼児教育推進事業	町	
		読書推進事業	町	
	義務教育	学力向上対策事業	町	
		講師配置事業	町	
		英語教育の充実事業	町	
		ICT推進事業	町	
		部活動支援事業	町	
		指導主事配置事業	町	
		特別支援教育支援事業	町	
		学校安全推進事業	町	
		メディアセンター事業	町	
		就学援助制度	町	
		入学お祝い事業	町	
		社会を生き抜く力を育む教育推進事業	町	
		校外体験学習事業	町	
		ふるさと学習事業	町	
地域学校協働活動事業		町		
学校運営協議会推進事業	町			

	生涯学習・スポーツ	生涯学習講座	町	
		地区公民館建設費助成事業	町	
		スポーツ振興事業	町	
		スポーツフェスタ事業	町	
		香春町中学生国際交流(海外派遣)事業	町	
	その他	中央隣保館事業	町	
		人権啓発推進事業	町	
		育英資金貸与事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、町民文化系施設の管理に関する基本方針を、「予防保全を行い、長寿命化を図ります。老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。」と定めている。スポーツ・レクリエーション系施設については、「定期的な点検等により長寿命化を図っていく必要があります。老朽化により大規模修繕が必要になった際には、施設機能の必要性を幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底します。」と定めている。学校教育施設については、廃校施設について「学校再編に伴って利用しなくなる校舎・体育館等の施設は委員会を設置して、その再利用や除却・売却などを検討していきます。再利用や施設の統合の際に大規模改修などが必要な場合は、財政状況を勘案して時期や規模などを適切に判断していきます。」、給食センターについて「施設の老朽化が進んでおり、今後も利用することを考えれば改修は必要な状況です。また、機械設備も老朽化が進んでおり、更新を計画する必要があります。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

① 持続可能な地域づくり

学校再編に伴い、地域から小学校がなくなったことにより、これまで形成されていた「小学校区」単位でのコミュニティ意識や地域活動も、このままでは消滅する危険性がある。

本町は、昭和31年に1町2村が合併して誕生した歴史を有しており、小学校区ごとに地域性が異なる。異なった地域性は、地域課題の多様性につながっており、これまで地域で自ら取り組み、解決してきた諸課題も、少子高齢化や人口減少の進行により、担い手不足から、解決困難な事象が目立ってきた。

限られた人的資源、財政的資源で、今後とも地域の諸課題にきめ細かく取り組んでいくためには、旧小学校区をはじめとするあらゆるコミュニティの維持・活性化が不可欠である。

現在、町内には3つの旧小学校区に地域運営組織が形成されており、その活動支援と協議会未形成地域での形成支援が課題である。

(2) その対策

① 持続可能な地域づくり

ア 地域運営組織の形成

概ね旧小学校区単位を基本とした地域運営組織の形成を支援し、「住民主体のまちづくりの実現を目指す。

イ 地域運営組織の活動支援

地域運営組織の活動を人的・経済的に支援するとともにその活動拠点の確保を図る。

ウ 集落点検の実施

集落支援員制度などを活用し、集落点検を通じ集落の住民自身が現状と課題を見つめなおし、集落の問題を自らの課題としてとらえることを目指す。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	集落整備	住民主体のまちづくり推進事業	町	
		コミュニティ協議会形成支援事業	町	
		コミュニティ協議会活動支援事業	町	
(3) その他	小さな拠点整備事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、小さな拠点となりうる廃校等を含む学校教育施設の基本方針において「学校再編に伴って利用しなくなる校舎・体育館等の施設は委員会を設置して、その再利用や除却・売却などを検討していきます。再利用や施設の統合の際に大規模改修などが必要な場合は、財政状況を勘案して時期や規模などを適切に判断していきます。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 歴史文化

・町民の文化活動を通じた交流の拡大

町民が文化にふれ、交流する機会の充実が必要となっている。

・文化財の保存と町民への歴史文化への理解促進

町の多彩な歴史遺産を次代へ継承するため、文化財の適正な保存と町の歴史文化への理解を深める機会の充実が必要となっている。

(2) その対策

① 歴史文化

ア 文化活動の充実

文化・芸術を通じたイベントを実施するなど、多くの人が交流できる機会の充実を図る。

文化団体の活動を支援し、町民の文化活動への参加を促進する。

イ 歴史遺産の保存・活用

町の歴史遺産を適正に保存するとともに、広報・SNSを通じて町の歴史・文化の魅力を情報発信する。

町の歴史資源を活用したイベントなどを充実し、町内外の交流の拡大を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等				
	地域文化振興施設	歴史資料館整備事業	町		
	その他	文化財整備事業	町		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
	地域文化振興	郷土史誌発刊事業		町	
		指定文化財保存事業		町	
		歴史資料館企画展事業		町	
		町民ホール主催事業		町	
芸術文化であい事業			町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、町民文化系施設の管理に関する基本方針を、「予防保全を行い、長寿命化を図ります。老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。」と定めている。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

① 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギー施策としては、平成16年度から平成27年度まで住宅用太陽光発電システム設置への助成を行ってきた結果、合計146世帯、約645kwが設置されるなど一定の成果が得られている。今後の再生可能エネルギー施策の展開としては、省エネルギー施策や定住促進施策など他の施策と複合的に検討していく必要がある。

(2) その対策

① 再生可能エネルギーの利用の推進

ア 再生可能エネルギー利用の推進

木質バイオマス等、地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの推進につい

て検討する。

- イ 公共施設への再生可能エネルギー設備・省エネルギー設備の導入
環境配慮型公共施設の実現に向け、再生可能エネルギー設備・省エネルギー設備の導入を検討する。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギー の利用の推進	(1) 再生可能エネルギー 利用施設	再生可能エネルギー等設備導入事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	再生可能エネルギー 利用	再生可能エネルギー利用調査事業	町	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 土地利用

- ・国土調査の推進による適正な土地の利用及び管理
土地取引の円滑化、災害復旧及び公共事業の円滑化を進めるために国土調査の計画的な推進が必要となっている。

② 住民自治

- ・地域のふれあい、支え合いの場となる行政区活動の活性化
昨今のコミュニティの希薄化を背景に行政区の加入者は減少している。改めて地域自治意識の高揚を図り、行政区活動の活性化に向けて取り組むことが必要となっている。
- ・地域運営組織などによる住民主体のまちづくりの拡大
少子高齢化の進行、町民ニーズの多様化などにより、行政だけで地域課題を解決することが困難になりつつあり、地域コミュニティやまちづくり団体などの活動による住民主体のまちづくりの拡大が必要となっている。
- ・地域活動の担い手となる人材の育成・確保
高齢化に伴い、地域活動の担い手が減少しているため、新たな担い手の育成・確保が必要となっている。
- ・町民のまちづくりへの関心を高める広報・広聴活動の充実
協働のまちづくりを進めるため、多様な手法を使った広報活動による町民への情報提供と幅広い意見を集める広聴活動の充実が求められている。

③ 男女共同参画

・女性活躍の推進に向けた男女共同参画の推進

女性活躍推進が求められる中、国や県の動向と連動した、地域社会での女性の社会進出を支援する男女共同参画の推進が必要となっている。

・DVなどの人権侵害に対する相談支援の充実

DVなどの人権侵害に対する被害を抑制・予防するため、相談体制や被害者へのサポート体制の充実が必要となっている。

④ 広域連携

・広域連携による行政運営の効率化

周辺自治体の共有する課題に対して、広域連携による行政運営の効率化が求められている。

(2) その対策

① 土地利用

ア 国土調査の推進

適正な土地の利用及び管理を進めるため、国土調査を実施する。

② 住民自治

ア 行政区活動の活性化

行政と区長会が一体となって、町の活性化及び住みよい町をつくるため課題の解決に取り組み、地域コミュニティの充実を図る。

イ 地域コミュニティの活性化

町民のまちづくりに対する関心を高め、協働のまちづくりへの機運を醸成する。

町民による主体的なコミュニティ活動を促進するため、地域運営組織の設立に向けた取り組みを進める。

ウ まちづくり人材・団体の育成

地域のまちづくりを実践する活動団体を支援し、活動団体への町民の参加拡大を図る。まちづくりを実践できる地域人材の発掘・育成を進める。

エ 広報・広聴活動の充実

町民に効果的な情報提供が行えるよう、広報誌、ホームページや SNS などそれぞれの特性を活かした広報活動を充実する。

SNS などの新しいツールの活用など、町民のより多くの意見やニーズを把握できる効果的な広聴活動の手法を検討する。

③ 男女共同参画

ア 男女共同参画社会の推進

広報などを通じて、男女共同参画意識の啓発活動を推進する。

女性活躍推進法に基づき、審議会などの女性参画を促進するとともに、地域社会における女性の活躍の場づくりや多様な働き方を支援する。

イ DV防止対策の推進

DVなどの人権侵害に対する相談窓口を周知するとともに、関係者・関係機関との連携や情報共有による支援体制を強化する。

④ 広域連携

ア 広域行政の推進

消防やごみ処理など広域行政組合による取り組みを推進する。

北九州連携中枢都市圏、田川広域定住自立圏による広域連携での取り組みを推進する。

周辺自治体と共通する行政課題を広域行政で取り組めるよう運営方法などの協議・検討を進める。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		国土調査事業	町	
		文書広報発行事業	町	
		地域活性化推進補助金交付事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考			
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	移住・定住	地域おこし協力隊推進事業	町	移住定住促 進を目的とし た人口社会 増に資する事 業		
			定住奨励金交付事業	町			
			民間アパート建設推進事業	町			
			移住支援金交付事業	町			
			空き家・空き地情報バンク事業	町			
			空き家リフォーム等補助金交付事業	町			
			住宅新築応援交付金交付事業	町			
			移住・空き家相談室運営事業	町			
			移住・交流推進事業	町			
			お試しし居住事業	町			
			お試し滞在補助金交付事業	町			
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	第1次産業	農業振興推進事業費補助金	町	地域の産業 振興を目的と した事業		
			中山間地等直接支払事業	町			
			農業担い手育成事業	町			
			鳥獣被害防止対策事業	町			
			農業特産物推進事業	町			
			多面的機能支払事業	町			
			農地・竹林バンク	町			
			竹林整備事業	町			
			半農半X農業体験事業	町			
			森林経営管理事業	町			
		商工業・6次産業化	プレミアム商品券補助事業	町	町・商工会		
			創業等支援事業	町・商工会			
		観光	町観光協会補助金	町	観光協会		
			まつり等運営費助成事業	観光協会			
			観光推進事業	町			
			オルレ推進事業	町			
		企業誘致	廃校等利活用事業	町			
		3 地域における情報 化	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	情報化	全庁型GIS及び自治体間連携GIS共同 開発事業	町	広域的な情 報化を目的と した事業
					情報系システムリプレース事業	町	

			基幹系システムリプレース事業	町	
			デジタルデバйд解消事業	町	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業	公共交通	太陽交通バス運営補助金	町	地域公共交通の維持を目的とした事業
			西鉄バス運営補助金	町	
			鉄道支援事業	町	
			AIオンデマンドバス運行事業	町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業	生活	消費者意識啓発事業	町	地域の良好な生活環境の維持を目的とした事業
		環境	不法投棄巡回パトロール事業	町	
			環境美化推進事業	町	
			集団資源回収奨励金	町	
		危険施設撤去	老朽危険空家等解体補助事業	町	
			空き家等実態調査事業	町	
		防災・防犯	生活安全推進事業	町	
			自主防災組織推進事業	町	
			高齢者運転免許証自主返納支援事業	町	
		6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業	児童福祉	
放課後児童健全育成事業	町				
子育て支援センター事業	町				
保育所副食費助成事業	町				
子ども家庭センター事業	町				
幼稚園給食費助成事業	町				
子ども医療費助成事業	町				
ひとり親家庭等医療費助成事業	町				
高齢者・障害者福祉	地域福祉センター運営事業			町	高齢者や障害者が暮らしやすい環境の整備を目的とした事業
	ひとり暮らし高齢者等見守り対策事業			町	
	敬老事業			町	
	家族介護用品(紙おむつ)支給事業			町	
	地域生活支援事業			町	
健康づくり	重度心身障がい者福祉手当支給事業			町	
	住民健診事業			町	町民が健康に暮らせる環境づくりを目的とした事業
	がん検診推進事業			町	
	妊婦健診事業			町	
乳幼児健診事業	町				

			妊娠・出産包括支援事業	町	
			産婦健診事業	町	
			子育てママ健診事業	町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業				
		民間病院	診療所開設等支援補助金	町	医療体制の確保を目的とした事業
		その他	田川地区救急医療体制確保事業	町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
		幼児教育	幼児教育推進事業	町	本町の教育環境の充実を目的とした事業
			読書推進事業	町	
		義務教育	学力向上対策事業	町	
			講師配置事業	町	
			英語教育の充実事業	町	
			ICT 推進事業	町	
			部活動支援事業	町	
			指導主事配置事業	町	
			特別支援教育支援事業	町	
			学校安全推進事業	町	
			メディアセンター事業	町	
			就学援助制度	町	
			入学お祝い事業	町	
			社会を生き抜く力を育む教育推進事業	町	
			校外体験学習事業	町	
		ふるさと学習事業	町		
		地域学校協働活動事業	町		
		学校運営協議会推進事業	町		
		生涯学習・スポーツ	生涯学習講座	町	
			地区公民館建設費助成事業	町	
			スポーツ振興事業	町	
			スポーツフェスタ事業	町	
			香春町中学生国際交流(海外派遣)事業	町	
		その他	中央隣保館事業	町	
			人権啓発推進事業	町	
			育英資金貸与事業	町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				

		集落整備	住民主体のまちづくり推進事業	町	持続可能な地域づくりを目的とした事業
			コミュニティ協議会形成支援事業	町	
			コミュニティ協議会活動支援事業	町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
		地域文化振興	郷土史誌発刊事業	町	歴史のまちづくりを目的とした事業
			指定文化財保存事業	町	
			歴史資料館企画展事業	町	
			町民ホール主催事業	町	町民が本物の芸術に触れるための機会提供として20年以上前から実施しているもの
			芸術文化であい事業	町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
		再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利用調査事業	町	再生可能エネルギー利用推進を目指したもの
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項			国土調査事業	町	効果的な土地利用の推進を目指したもの
			文書広報発行事業	町	行政情報の伝達を目的としたもの
			地域活性化推進補助金交付事業	町	地域コミュニティの活性化を目的としたもの